**公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会助成金交付要領**

**１　目的**

　　この要領は、公益財団法人栃木県ひとり親家庭福祉連合会（以下「県ひとり親連」という。）の会員である市及び町母子寡婦福祉団体の実施事業に対し助成金を交付するに当たり、対象となる事業や申請等手続きなどについて定め、助成金交付事業の適正化を図ることを目的とする。

**２　助成対象事業及び助成金額**

　　助成対象事業等は、次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 助　　成　　対　　象　　事　　業 | | 助成金額 |
| 事業名称 | 事業内容及び助成基準 |
| 総会（大会）事業 | 総会（大会）を実施した場合。ただし、実施に当たり財源に不足を生じる場合に限るものとする | １万円以内 |
| 研修会等事業 | 幹部等の養成又は資質の向上のため、各種の研修会及び講習会等を実施した場合で、次のいずれかの内容が盛り込まれた事業  ①他市町母子会との意見交換等の交流  ②ひとり親家庭の福祉の向上に役立つ講演の聴講又は施設の見学  ③テーマを決めて、会員で話し合いを実施し、その結果をまとめた研修 | １万円以内 |
| 母子部の活性化を目的とした事業又は  母子部を立ち上げるための事業で、次のいずれかの内容が盛り込まれた事業  ①母子部が中心となり実施するひとり親家庭の母や父との交流を目的とした事業  ②母子部の交流を図り、母子会の在り方の検討やひとり親家庭への支援事業  の周知等を目的とした事業  　③母子部を立ち上げるために行った事  　　業 | ２万円以内 |
| 親子のつどい事業 | ひとり親家庭の親と子のリフレッシュを図るための事業を実施した場合 | １万円以内 |
| 加入促進事業 | （加入促進助成）  新規会員の加入促進を図るため、効果的な事業を実施した場合 | ２万円以内 |
| （加入者助成）  新規加入者の活動促進と団体運営への補助として、新規加入者一人当たり次のとおり助成する。  ①母子家庭の母又は父子家庭の父  ②寡婦（６５歳未満）  ＊寡婦とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第６条第３項に規定されたものをいう。 | １,０００円  ５００円 |
| 地域活動  モデル地区事業 | (1)　小地域及び小グループで実施でき、かつ、モデル地区事業として長期間継続実施できるものとし、事業の実施成果を通して将来にわたり本格的な事業実施に希望のもてるものとする。  (2)　対象となる事業内容は、下記のとおりとする。  ・市町団体で組織が消滅又は弱体化している地区の組織化又は強化を図るための事業  ・母子寡婦福祉団体未設置の近隣市町の  ひとり親家庭の母及び父が、会を組織するための活動を支援する事業  ・子育て支援や介護支援などにつながる事業  ・母子寡婦福祉会の活動目的と類似の活動をしているボランティアグループ等との事業連携を通して協働体制づくりが図れる事業  ・その他、社会福祉の向上につながる事  　業  (3)　補助対象期間  　　原則として単年度内限りとするが、事業内容の性格上複数年度に亘り助成する必要を認める場合は、その限りでないものとする。 | １０万円以内 |
| 地域活性化事業 | 地区母子寡婦福祉団体連合体を構成す  る市及び町母子寡婦福祉団体の活性化を図るため、地区連合体としての事業を実施した場合 | ５万円以内 |
| 母子寡婦福祉団体未設置市町のひとり  親家庭の母及び父が会を組織し、次の要件を満たした場合  　①母子の会員数が６名以上であり、今後増員が見込まれること  　②ひとり親家庭の福祉の向上を目的とした規約を有し、組織としての活動が  明確であり継続性があること  　③県ひとり親連合会に加入すること | １０万円を限度とし、会員数に応じて決定する。（継続５年以内） |

**３　助成金交付の申請**

　　助成金の交付申請をしょうとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象事業に応じた助成金交付申請書(別記様式１～５)を県ひとり親連会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

**４　助成金の交付**

1. 会長は、助成金の交付申請があったときは、当該申請に係わる書類の審査等により助成金を交付すべきものと認めたときは、速やかに助成金を交付するものとする。
2. 会長は、助成金の交付に当たって、会長、副会長及び専務理事で構成する審査会を必要に応じ随時開催できる。

**５　助成金交付の取り消し等**

　　会長は、助成金を交付した後、内容、又はこれに付した条件が交付対象として不

　適当と認めた場合は交付の取り消しをすることができる。この場合、交付助成金の返

　還を命ずるものとする。

**６　実績報告**

　　申請者は、事業が完了した場合は速やかに実績報告書（別記様式６）を提出するものとする。

（附則）

　この要領は、平成２０年４月１日から実施する。

　この要領は、平成２４年４月１日一部改正する。

　この要領は、平成２６年４月１日一部改正する。（加入者助成の追加）

　この要綱は、平成２７年４月１日一部改正する。（研修会等事業、親子のつどい事業、地域活動モデル地区事業、地域活性化事業）

　この要綱は、平成３０年４月１日一部改正する。